

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 9 月 1 日

中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆厚生年金基金における保険者算定について◆

平成 23 年 7 月 28 日に厚生労働省より、

- ① 東日本大震災に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定の取扱いに係る特例措置について（局長通知）
- ② 「東日本大震災に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定の取扱いに係る特例措置について」に伴う事務処理等について（課長通知）

の二つの通知が発出され、平成 23 年 4 月、5 月及び 6 月の 3 ヶ月間の報酬の平均額から算出した標準報酬月額と、平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月までの 12 ヶ月間の報酬の平均額から算出した標準報酬月額の間に 2 等級以上の差を生じ、この差が東日本大震災の影響により報酬が一時的に変動したことにより生じた場合、特例的に保険者算定が可能とされました。

これを受け、平成 23 年 8 月 30 日付で厚生労働省より、

「東日本大震災に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定の取扱いに係る特例措置について」に伴う事務処理等について（年企発 0830 第 1 号年金局企業年金国民年金基金課長）

が発出され、厚生年金基金の標準給与月額の時決定についても同様の取扱いが可能となりました。

以上

